ト　臨床工学技士法第十四条第一号、第二号又は第三号の規定により指定されている学校又は臨床工学技士養成所

チ　義肢装具士法第十四条第一号、第二号又は第三号の規定により指定されている学校又は義肢装具士養成所

リ　救急救命士法第三十四条第一号、第二号又は第四号の規定により指定されている学校又は救急救命士養成所

ヌ　言語聴覚士法第三十三条第一号、第二号、第三号又は第五号の規定により指定されている学校又は言語聴覚士養成所

四　複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習十六単位以上及び臨地実習以外の教育内容五十二単位以上（うち基礎分野八単位以上、専門基礎分野十四単位以上及び専門分野三十単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

別表三の三を次のように改める。

別表三の三（第四条関係）

教育内容		単位数				合計
		高等学校	専攻科	合計		
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活・社会の理解	六	一〇	一六		
専門基礎分野	人体の構造と機能 疾病の成り立ちと回復の促進 健康支援と社会保障制度	七	九	一六		
専門分野	基礎看護学	八	四	一二		
	地域・在宅看護論	一	五	六		
	成人看護学	一	四	六		
	老年看護学	一	三	四		
	小児看護学	一	三	四		
	母性看護学	二	三	四		
	精神看護学	一	四	四		
	看護の統合と実践		四	四		
	臨地実習	二	一六	二六		
	基礎看護学	三		三		
	地域・在宅看護論		二	二		
	成人看護学 老年看護学 小児看護学 母性看護学 精神看護学 看護の統合と実践	二	二	四		
合計		三八	七〇	一〇八		

備考　一　単位の計算方法は、高等学校においては、高等学校学習指導要領（平成三十年文部科学省告示第六十八号）第一章第二款第三項（一）アの規定による。専攻科においては、大学設置基準第二十一条第二項の規定の例による。

二　高等学校及び専攻科が一貫した教育を施すために高等学校及び専攻科を併せた五年間の教育課程を編成することが特に必要と認められる場合において、教育内容ごとの高等学校及び専攻科における単位数の合計がこの表の教育内容ごとの単位数の合計以上であり、かつ、高等学校における単位数の合計が三十八単位以上及び専攻科における単位数の合計が七十単位以上であるときは、この表の教育内容ごとの単位数の高等学校及び専攻科への配当によらないことができる。

三　臨地実習の総単位数二十六単位から各教育内容の単位数の合計を減じた九単位については、高等学校又は専攻科が教育内容を問わず定めることができるものとする。

別表四を次のように改める。

別表四（第五条関係）

教育内容		時間数
基礎分野	論理的思考の基盤 人間と生活・社会	三五 三五
専門基礎分野	人体の仕組みと働き	一〇五
	栄養	三五
	薬理	七〇
	疾病の成り立ち	一〇五
	保健医療福祉の仕組み	
	看護と法律	三五
専門分野	基礎看護	三八五
	看護概論	七〇
	基礎看護技術	二四五
	臨床看護概論	七〇
	成人看護	二一〇
	老年看護	
	母子看護	七〇
	精神看護	七〇
	臨地実習	七三五
	基礎看護	二一〇
	成人看護	三八五
	老年看護	
	母子看護	七〇
	精神看護	七〇
合計		一八九〇